

市役所 税務課 市民税係 Tel 0269-67-0723

# 税の申告は正しくお早めに

信濃中野税務署 Tel 0269-22-3151

給与所得者・年金受給者に対する  
税理士による税務相談が受けられます

関東信越税理士会信濃中野支部では、給与所得者で医療費控除を受ける方、年金受給者で確定申告が必要な方等を対象に無料税務相談を開催します。

■日時

2月4日(水)午前9時30分から午後4時まで

■場所(各税理士事務所)

春日章吉(飯山 Tel 62-2335)

樋口一男(秋津 Tel 63-3921)

杉山智香(飯山 Tel 090-4831-5303)

■税理士による市役所での確定申告相談は行いません

青色申告や営業所得の申告等のご相談は税務署の申告相談をご利用ください。税務署の申告相談については次の記事をご参考ください。

## 信濃中野税務署 [Tel 0269-22-3151] から確定申告のお知らせ

信濃中野税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を次のとおり開設します。

■期間

2月16日(月)から3月16日(月)まで

■会場(土日祝日を除く)

信濃中野税務署2階

■時間

午前9時~(受付:午前8時30分~午後4時)

■その他

会場への入場は、国税庁LINE公式アカウントを通じたオンライン事前予約または申告会場で配布している入場整理券が必要です。また、譲渡所得および贈与税の申告は相談日を限定していますのでお問い合わせください。

※e-TAXを利用すると申告会場に出向かずに対応できます。

■相談内容

- ・青色申告をされる方・繰越損失の控除を受ける方
- ・雑損控除を受ける方・消費税の申告
- ・準確定申告(死亡した方の所得に関する申告)
- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける方
- ・過年度分の申告や修正申告
- ・建物の譲渡所得、特定口座以外の株式譲渡所得等の複雑な譲渡所得のある方

■注意

上記の相談内容は、市の申告相談では対応できませんので、上記の税務署の相談をご利用ください。

## 申告相談のWeb予約



### 重要なお知らせ

#### 申告相談予約がWeb予約に変わります!

今回の申告相談から予約受付方法が、電話予約からWeb予約へ変わります。スマホやパソコンのWeb画面から簡単に予約ができます。

■予約受付開始日時

2月2日(月)午前10時から

■予約受付(24時間対応)

予約は、相談希望日の前日の午後3時まで受付可能  
(相談日が月曜の場合は、受付は前週の金曜の午後3時まで)

■予約方法

予約方法は次の手順に従って、スマホやパソコンから予約をしてください。

\*予約受付開始日にならないと予約受付ページへのアクセスはできません。  
税務課ホームページ内、住民税申告・確定申告の申告相談についてページに  
予約手順を掲載しますのでご確認ください。

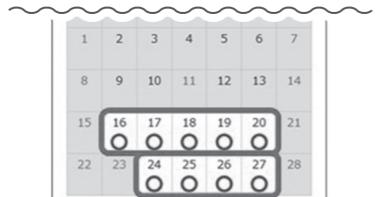
①下記のURLまたはQRコードより申  
告相談予約受付ページへアクセス



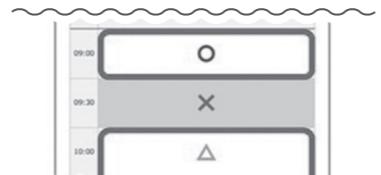
②案内をご確認の上、ページの最下部  
にある「予約する」ボタンをクリック



③予約受付カレンダーより○(受付中)  
印のある相談希望日をクリック



④予約受付時刻一覧より○(受付中)  
印または△(残りわずか)印の相談  
希望時刻をクリック



⑤予約者情報(氏名、メールアドレス等)  
を入力し、ページの最下部にある『次  
へ』ボタンをクリック



⑥予約内容を確認し、問題なければ  
ページの最下部にある『登録する(予  
約確認)』ボタンをクリック



⑦予約完了ページの表示で予約完了です。表示  
されている予約IDはメモなどにお控えいただ  
くなど保管をお願いいたします。また、入力さ  
れたメールアドレスへ予約受付メールが届きま  
す。なお、予約受付メールに表示されたURL  
から予約IDにより予約状況がいつでも確認で  
きる他、予約の変更や取り消しも可能です。  
【注意】予約完了ページの表示まで進めないと、  
予約登録されておりません。



## 市県民税の申告



■申告の必要がない方

- ・税務署へ所得税確定申告書を提出する方
- ・収入が1ヵ所からの給与または公的年金等だけで、支払者から市役所へ「給与支払報告書」等が提出されている方(2ヵ所以上から給与や年金をもらっている方や各控除を受けようとする方は申告が必要です)
- ・令和7年中に収入がなく、市内にお住まいの方の税法上の扶養親族になっている方(福祉・公営住宅・教育関係の制度で申告が必要になることがあります)

## 申告相談

■日付と会場

月日	対象地区	会場
2月 16日(月) 17日(火) 18日(水) 19日(木) 20日(金)	飯山 秋津 木島 柳原	飯山市役所5階
24日(火)	富倉	富倉地区活性化センター
25日(水) 26日(木)	飯山 秋津 木島 柳原	飯山市役所5階
27日(金)	岡山	岡山地区活性化センター
3月 3日(火) 4日(水) 5日(木) 6日(金) 9日(月) 10日(火) 11日(水)	瑞穂 外様 常盤 太田	常盤地区活性化センター
12日(木) 13日(金)	市内全域	飯山市公民館2階

■受付時間

午前9時から11時30分まで午後は1時から4時まで

(2/26、2/27、3/11は午後3時30分まで、  
富倉地区は午前中のみ)

○市内全域の相談会場は飯山市公民館になりますので、ご注意ください。

○相談内容によっては税務署での申告が必要となる場合があります。

○市役所の税務課窓口では市・県民税申告書の提出のみで、申告相談はできません。

○確定申告書の提出は直接税務署へ郵送等でご提出ください。市役所の税務課窓口ではお預かりできませんのでご了承ください。

■混雑回避と感染症拡大防止のための注意点

次の点についてご理解とご協力をお願いします

- 事前のWeb予約をお願いします。Web予約をされた方は、予約時間にあわせてご来場ください。事前予約の無い方の当日受付は1日20人(午前10人、午後10人)までとなります。
- 自書された申告書の誤りの有無の確認のみのご相談はご遠慮ください。
- 確定申告の内容のご相談は、税務署へご相談ください。

■申告に必要なもの

- ①前年中の収入がわかるもの(給与や公的年金の源泉徴収票、報酬などの支払調書など)
  - ②収入や必要経費を記入した収支内訳書および帳簿類等(営業・農業・不動産所得がある場合)
  - ③社会保険料などの支払額がわかるもの(国民年金保険料、生命保険料控除証明書など)
  - ④医療費控除を受ける方は、医療費の明細書など(領収書は個人ごとに医療機関別に分けてまとめてください)
  - ⑤個人番号(マイナンバー)カードまたは通知カードと本人確認書類(運転免許証など)
- ※国税庁から「確定申告のお知らせ」のはがきが送付された方はご持参ください

■利用者識別番号の取得にご協力ください

確定申告の際は利用者識別番号が必要になります。市の相談会場で取得すると相談時間が長くなりますが、初めて確定申告をする方など番号をお持ちでない方は取得してから相談にお越しください。



利用者識別番号の取得はこれ